

- ◆今日現在、貴校に在籍する交通遺児等の情報はございません。  
本年度、新たな情報が分かりましたらご提供をお願いします。

## 募集要項

当会が支援する交通遺児等とは、次の a または b に該当し、かつ県内の学校に在籍するお子さまです。

- a. 父または母が、道路上の交通事故により死亡したご家庭のお子さま
- b. 父または母が、道路上の交通事故が原因で※1 後遺障害を負ったご家庭のお子さま

※1・・・身障者手帳の1級～4級に該当する者

### 1. 別紙2 保護者あて案内文書について

対象と思われるご家庭への配布や校内に掲示いただくなど、多様にご活用いただけますと幸いです。  
お困りごとやご質問などございましたら当事務局へご連絡ください。

### 2. 初めて申請を希望する方について

事前に情報提供をお願いします。いただいた情報をもとに、当会担当者が保護者へ聞き取りを行います。その他、ご質問などあればお気軽にお寄せください。

### 3. 在籍証明書の発行について

給付申請において必要な書類です。発行の依頼がありましたら、ご対応のほど宜しくをお願いします。

### 4. 他団体奨学金との併用について

本年度より他の奨学金(貸与型・給付型)との併用が可能となりました。

### 5. 申請書の提出方法

給付申請書類につきましてはデリケートな内容を多く含みますため、初めての方の申請一式は貴校主体でお取り纏めいただきご提出していただくこともごございます。その場合はご対応くださいますようお願いいたします。

### 6. 申請書提出締め切り

**令和6年8月15日(木)** 必着となります。

なお、申請に係る詳しい情報や申請用紙は当会ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.okiko-iku.com> → [奨学金申請手続き](#) → [令和6年度申請資料](#))

### 7. 申請書提出先

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会 〒900-0027 那覇市山下町18番26号 (B-211)

問い合わせ先▶▶▶▶▶ ☎ (098)987-0743 (担当:塩川)

## 交通事故で保護者が死亡または負傷を負ったご家庭のお子さまへ 返済不要の奨学金等を給付します

**本年度より他の奨学金(貸与型・給付型)との併用が可能となりました！！**

私たち沖縄県交通遺児育成会は、不慮の交通事故により父か母、あるいはこれに代わる保護者が亡くなられた、または交通事故が原因で後遺障害を負った保護者をもつご家庭のお子さまの学業継続と健やかな成長を応援するため、返済不要の奨学・育成金給付支援事業を実施しています。

進級、進学を迎えたお子さまの学業邁進と人材育成を応援するため、本年度の「交通遺児等奨学育成金給付支援制度」の募集を開始いたします。制度をご利用される保護者様は以下の【申請対象者について】をご確認いただき当育成会へ直接お問い合わせください。

### 【申請対象者について】

- ① 交通事故が原因で保護者が死亡または後遺障害を負ったご家庭のお子さま  
(交通事故の被害側・加害側問わず、双方のお子さまを支援しています)
- ② 後遺障害とは、身体障がい者手帳の1級から4級の等級であること
- ③ 保護者の年間所得が400万円未満であること
- ④ 留年や休学中またはその予定もないこと

※その他の諸条件もございますため、詳細は事務局にお問い合わせください。

### ◆ 給付金の種別

奨学・育成金 ※年額となります	小学生	48,000円	専修(専門)学校生	120,000円
	中学生	54,000円	大学生	240,000円
	高校生	96,000円		
その他給付金 (対象者)	奨励金	小学校入学奨励金		15,000円
		中学校入学奨励金		20,000円
		中学校卒業奨励金		20,000円
	見舞金	事故から1年内の認定者(小・中・高)		30,000円
リ-タ <sup>®</sup> -育成金	海外派遣支援	500,000円(最大)		
	国内派遣支援	60,000円		

### ◆ 募集期間

令和6年4月1日(月)～8月15日(木) ※申請書必着日

#### 【事務局】

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会(担当:塩川)  
〒900-0027 那覇市山下町18番26号(B-211)  
TEL:(098)987-0743 / FAX:(098)987-0744  
E-mail:okinawaken.koutuijie@swan.ocn.ne.jp



2024年度  
申請者募集！  
返済不要の  
奨学金です

# 交通遺児に 愛の手を

一瞬にして悲しい交通事故に巻き込まれ、生計維持が困難  
になったご家族のために、当育成会が支援金を給付します。

2024年度から申請内容が緩和されました！

対象者；県内小・中・高等学校・特別支援学校・専修学校・大学  
大学院に在籍するもの。

資格；①保護者が交通事故が原因により死亡または※後遺障害を負っ  
たご家庭。※後遺障害とは身体障がい者1級～4級と診断され  
たもの

②保護者（配偶者含む）の年間所得が400万円未満。

③ほかの給付制度の利用も認める。（条件あり）

私たちは学業支援や健全育成のための活動を行ないながら交通遺児等を応援します。



奨学・育成金や  
激励金、見舞金  
を給付します



海外・国内派遣  
を希望する者に  
リーダークラス育成金  
を給付します

お気軽にお問い合わせください。

公益財団法人  
沖縄県交通遺児育成会

〒900-0027 沖縄県那覇市山下町18番26号（山下市街地住宅B-211号室）

☎098-987-0743 ✉okinawaken.koutuiji@abelia.ocn.ne.jp

